

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	地方税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

大田区では地方税の賦課徴収に関する事務の一部を委託している。委託業者が個人情報及び機密情報を適正に取り扱うために、委託契約仕様書に当該情報の取扱いに係る条項を別途定めている。

評価実施機関名

大田区長

公表日

令和7年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	大田区における地方税に関する賦課徴収等の事務は、以下の「特別区民税・都民税(以下「個人住民税」という。) 賦課関係事務」「軽自動車税賦課関係事務」「収納管理関係事務」「滞納整理関係事務」「証明書発行関係事務」に分け行っている。(なお、本評価書中の「個人住民税」には、一部「森林環境税」を含む。) 1 個人住民税賦課関係事務 地方税法等に基づき、その年の1月1日に大田区に居住する者に対し、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書、特別区民税・都民税申告書等の課税資料を基に、個人住民税額を計算し、賦課決定する。 2 軽自動車税賦課関係事務 地方税法に基づき、その年の4月1日に大田区を定置場とする軽自動車等を所有する者に対し、賦課決定する。 3 収納管理関係事務 地方税法等に基づき賦課された個人住民税、軽自動車税の収納情報を管理する。 4 滞納整理関係事務 地方税法及び国税徴収法等に基づき、個人住民税、軽自動車税を滞納している者に対し、納付交渉、催告、調査、滞納処理等を行う。 5 証明発行関係事務 納税義務者等からの申請に基づき、課税・非課税・納税証明書を発行する。
③システムの名称	税務システム、滞納管理システム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、マイナポータル申請管理、申請管理システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

1. 個人住民税課税台帳ファイル、2. 個人住民税課税台帳ファイル(eLTAX)、3. 軽自動車管理台帳ファイル、4. 収納管理台帳ファイル、5. 滞納管理台帳ファイル、6. (提供情報ファイル、情報参照ファイル、情報提供ファイル、統合宛名番号ファイル、統合宛名情報ファイル、符号管理ファイル、庁内連携ファイル)

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項及び別表の24の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条(地方税法関係) ・大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第3条(個人番号の利用)
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	---

<情報参照ができる根拠法令>

・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号

・情報連携主務省令第2条表48の項及び第50条(地方税法関係)

<情報提供ができる根拠法令>

・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号及び情報連携主務省令第2条表において第3欄(情報提供者)が「市町村長」であり、第4欄(特定個人情報)に「地方税に関する情報」が含まれる項及び該当条文

1の項及び第3条(健康保険法関係)、2の項及び第4条(健康保険法関係)、
3の項及び第5条(健康保険法関係)、4の項及び第6条(恩給法関係)、
5の項及び第7条(船員保険法関係)、7の項及び第9条(船員保険法関係)、
11の項及び第13条(児童福祉法関係)、13の項及び第15条(児童福祉法関係)、
15の項及び第17条(児童福祉法関係)、20の項及び第22条(児童福祉法関係)、
28の項及び第30条(予防接種法関係)、37の項及び第39条(身体障害者福祉法関係)、
39の項及び第41条(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等関係)、
42の項及び第44条(生活保護法関係)、48の項及び第50条(地方税法関係)、
49の項及び第51条(地方税法関係)、53の項及び第55条(公営住宅法関係)、
57の項及び第59条(私立学校教職員共済法関係)、58の項及び第60条(厚生年金保険法関係)、
59の項及び第61条(特別支援学校への就学奨励に関する法律等関係)、
63の項及び第65条(学校保健安全法関係)、65の項及び第67条(国家公務員共済組合法関係)、
66の項及び第68条(国家公務員共済組合法関係)、69の項及び第71条(国民健康保険法関係)、
73の項及び第75条(国民年金法関係)、75の項及び第77条(知的障害者福祉法関係)、
76の項及び第78条(住宅地区改良法関係)、81の項及び第83条(児童扶養手当法関係)、
83の項及び第85条(地方公務員等共済組合法関係)、84の項及び第86条(地方公務員等共済組合法関係)、
86の項及び第88条(老人福祉法関係)、87の項及び第89条(老人福祉法関係)、
88の項及び第90条(母子及び父子並びに寡婦福祉法関係)、
89の項及び第91条(母子及び父子並びに寡婦福祉法関係)、
90の項及び第92条(母子及び父子並びに寡婦福祉法関係)、
91の項及び第93条(特別児童扶養手当等の支給に関する法律等関係)、
92の項及び第94条(特別児童扶養手当等の支給に関する法律等関係)、
96の項及び第98条(母子保健法関係)、98の項及び第100条(労働施策総合推進法関係)、
106の項及び第108条(児童手当法関係)、108の項及び第110条(災害弔慰金の支給等に関する法関係)、
115の項及び第117条(高齢者の医療の確保に関する法律等関係)、
124の項及び第126条(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律等関係)、
125の項及び第127条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律等関係)、
129の項及び第131条(厚生年金保険法関係)、130の項及び第132条(厚生年金保険法関係)、
132の項及び第134条(介護保険法関係)、
137の項及び第139条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等関係)、
138の項及び第140条(厚生年金保険法関係)、
140の項及び第142条(独立行政法人農業者年金基金法関係)、
141の項及び第143条(独立行政法人日本学生支援機構法関係)、
142の項及び第144条(特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律等関係)、
144の項及び第146条(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等関係)、
147の項及び第149条(国会議員互助年金法を廃止する法律等関係)、
151の項及び第153条(高等学校等就学支援金の支給に関する法律等関係)、
152の項及び第154条(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律等関係)、
155の項及び第157条(子ども・子育て支援法関係)、
156の項及び第158条(年金生活者支援給付金の支給に関する法律等関係)、
158の項及び第160条(難病の患者に対する医療等に関する法律等関係)、
160の項及び第162条(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律関係)、
161の項及び第163条(外国人生活困窮者に行う保護実施関係)、
163の項及び第165条(地域優良賃貸住宅管理関係)、
164の項及び第166条(ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業実施関係)、
165の項及び第167条(肝炎治療特別促進事業実施関係)、
166の項及び第168条(肝がん・重度肝硬変治療研究推進事業実施関係)、
167の項及び第169条(高等学校等学び直し支援金支給関係)、
168の項及び第170条(高等学校等学び直し支援金支給関係)、
169の項及び第171条(高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給関係)、
170の項及び第172条(高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給関係)、
171の項及び第173条(高等学校等専攻科修学支援金の支給関係)、
172の項及び第174条(高等学校等専攻科修学支援金の支給関係)、
173の項及び第175条(特定疾患治療研究事業実施関係)

②法令上の根拠

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部 課税課 / 区民部 納税課
②所属長の役職名	課税課長 / 納税課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 ・区民部 課税課 電話:03-5744-1193: (「I.1.②事務の概要欄」の「個人住民税賦課関係事務」「軽自動車税賦課関係事務」「証明書発行関係事務」にかかるもの) ・区民部 納税課 電話:03-5744-1205: (「I.1.②事務の概要欄」の「収納管理関係事務」「滞納整理関係事務」にかかるもの)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 ・区民部 課税課 電話:03-5744-1193:(「2.特定個人情報ファイル」欄の1, 2, 3) ・区民部 納税課 電話:03-5744-1205:(「2.特定個人情報ファイル」欄の4, 5)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。 ・複数人での確認を行った上でマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。 ・特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する ☐	
最も優先度が高いと考えられる対策	☐	
最も優先度が高いと考えられる対策	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	税務システム、滞納管理システム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、区民情報系基盤システム、中間サーバー	税務システム、滞納管理システム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、マイナポータル申請管理、申請管理システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出
令和7年10月31日	II.1.対象人数 いつ時点の計数か	令和6年8月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判断の再実施)
令和7年10月31日	II.2取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年8月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判断の再実施)